

特定建築物等自己評価書（ホテル、旅館の場合）【市街地・集落景観ゾーン】

景観ゾーン	該当区域	チェック欄
市街地・集落 景観ゾーン	都市計画法施行条例第4条第1項に規定する指定区域並びに第7条第2号及び第3号に規定する特別指定区域	
	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という。）第9条第1項第4号に規定する区域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が指定されている区域を除く。）	<input checked="" type="radio"/>
	緑条例第9条第2項に規定する区域のうち、次の区域 (都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が指定されている区域を除く。) ・西播磨地域における「伝統的なまちの区域」・ 北但馬地域における「歴史と賑わいの区域」 ・南但馬地域における「歴史的景観区域」 　・丹波地域における「歴史的な町の区域」	

1 一般基準

基 準	チェック欄
(1) 建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、各景観ゾーンの特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、全体として調和のとれたものとする。 特に、特定建築物等は、景観に及ぼす影響が著しく大きいものであるため、地域固有の自然環境や都市環境との調和に特に配慮し、周辺環境を含めた良好な景観づくりに努める。	<input checked="" type="radio"/>
(2) うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地の緑化や建築物緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。	<input checked="" type="radio"/>
(3) 特定建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。	<input checked="" type="radio"/>
(4) 良好的な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。	<input checked="" type="radio"/>
(5) 他の景観ゾーンとの境界付近では、連続する景観ゾーンからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。	<input checked="" type="radio"/>

2. 項目別基準

項 目	基 準	チェック欄	景観への配慮
位置・規模	人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。	<input checked="" type="radio"/>	階数を抑え、外壁面を湾曲させることで、海への視線を極力遮らないように計画している。
	分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。	<input checked="" type="radio"/>	建物の大きさによる周辺の街並みへの影響を抑えるために、敷地に対して建築面積を最小に抑えている。
	周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。	<input checked="" type="radio"/>	建物を道路から後退させ、階数も抑えることで通りに圧迫感を与えないよう計画している。
	建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。	—	建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いではない。

項目		基準	チェック欄	景観への配慮
意匠	外壁	動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な壁面装飾はせず、周辺の景観と調和した意匠とする。	○	過度な壁面装飾は無し。
		分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連續性に配慮した意匠とするよう努める。	○	西側正面の横長の窓を自然素材の木ルーバーにより分割してスケールを合わせることで、周辺の景観になじむように配慮した。
		側面・背面の意匠にも配慮する。		正面から側面にかけて外装面が一体的に湾曲し、自然素材の木ルーバーを設置する。背面は海の水平な眺望を阻害しないように水平性を強調したデザインとし、軒天は木目調柄とした。
		通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連續性に配慮する。	—	該当なし。
屋根・屋上	壁面設備	給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。	○	設備配管等は建物外部に出ないように計画した。
		動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な装飾は行わない。	○	過度な装飾は無し。
		周辺のまち並み景観との調和や連續性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。	○	周辺から見える屋根の端部をテーパーさせ、勾配屋根風の意匠とした。
		塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。	—	塔屋は無し。
		周辺の景観と違和感のある尖塔やドーム等装飾的な屋根や塔屋は控える。	○	装飾的な屋根形状は無し。
屋上設備		屋上緑化に努める。	×	屋上緑化は行わないが、敷地全体で多くの緑を配置するように配慮している。 (屋上は周辺から見えない。)
	屋上設備	屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。	○	屋上設備は周囲を柵で覆う。
	低層部	建築物の正面出入口は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、旅館等で前庭に修景上の配慮を行うために特に必要な場合や、接道条件・敷地の形状等によりやむを得ない場合はこの限りでない。 (1) 道路から見通しやすい位置及び構造 (2) 駐車場、駐車場出入口及び車路を通り抜けずに入りできる位置及び構造	○	(1) 道路から見通しやすい位置にある。 (2) 問題なし。
駐車場		出入口には垂れ幕等の目隠しを設けない。	○	出入口には垂れ幕等の目隠しを設けない。
		出入口には周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。	○	出入口には周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。

		出入口は必要最小限の箇所数とする。	<input type="radio"/>	出入口は必要最小限の箇所数とする。
	項目	基 準	チェック欄	景観への配慮
意匠	駐車場	駐車場は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、車寄せと駐車場との位置関係等敷地の形状や接道条件等によりやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。 (1) 道路から駐車している自動車が直接的に視認できない位置及び構造 (2) 建築物の正面出入口が面する道路から当該正面出入口への見通しを遮らない位置及び構造	<input type="radio"/>	(1)計画上道路側に駐車場を配置する計画となるが、緑化により直視しにくよう配慮している。 (2) 正面出入口が面する道路から当該正面出入口への見通しは遮らない。
		屋外駐車場にあっては、周辺の景観との調和に配慮して適切な箇所に樹木等を配置する。	<input type="radio"/>	駐車場周囲に樹木を配置する。
	屋外階段	形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。	<input type="radio"/>	外部階段は外壁の色調に合わせ突出して目立たないよう配慮している。
	ベランダ等	動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な装飾は行わない。	<input type="radio"/>	過度な装飾はなし
		形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。	<input type="radio"/>	床を人工木デッキで仕上げ、軒天井も木目調仕上とし、建築物と調和させた。
材料		商業地域に存するものを除き、露出したネオン管や LED による建築物の装飾は行わない。	<input type="radio"/>	ネオン管や LED による装飾は行わない
		住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。	<input type="radio"/>	金属葺屋根は外周部の勾配を緩勾配として周辺から視認しにくくするとともに、艶を抑えた色を選定した。 外装ガラスの前面を自然素材の木ルーバーで細かく分割した。
		特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。	—	特徴的な地場材料は特に無い。
		経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。	<input type="radio"/>	経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。

色彩	外壁	<p>外壁の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）及びこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。</p> <p>(1) YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) R（赤）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(4) 明度については全ての色相（無彩色を含む）において6以上とする。</p>	<input checked="" type="radio"/>	<p>西側の外装の色は、2.5YR6/4 のスパンドレルやアルミルーバーを多く用い、1階の外壁には7.5YR6/4 のレンガタイルを採用している。</p> <p>また、南側北側では、3階4階で5YR7/4 のアルミパネルを用い、2階では2.5YR6/4 スパンドレルとしている。東側では、2.5Y9/1.5 のアルミパネルを多く用いている。東西に位置する中央の会談では、2.5YR9/2 のタイルを外壁に採用している。これらすべてにおいて、(1)彩度4以下あるいは(2)彩度3以下とし、(4)明度6以上のための基準に適合している。</p> <p>また、木ルーバーにおいては、自然系素材である木のオクメを使用し周辺景観と調和を図るように計画している。</p> <p>南側 3F~4F のチャペルにおいて、下記の色彩のステンドグラスを用いる。</p> <p>基準以内（ステンドグラス面積の1/6） オレンジ：2.5YR8/4 基準以上（ステンドグラス面積の5/6） 赤：5R6/16 黄色：7.5YR9/12 緑：10G6/8 青：5PB6/14 紫：2.5RP6/22</p> <p>これに対し、各面において基準以上のステンドグラス面積は1/20以下の範囲とし周辺の景観との調和を考慮した。</p> <p>東立面図 3161.1 m²に対し、 $3161.1 \text{ m}^2 \times 1/20 = 158.1 \text{ m}^2$ ステンドグラスの面積：97.8 m² ステンドグラスの基準以上の面積(5/6) $97.8 \text{ m}^2 \times 5/6 = 81.5 \text{ m}^2 < 158.1 \text{ m}^2$</p> <p>南立面図 798.0 m²に対し $798.0 \text{ m}^2 \times 1/20 = 39.9 \text{ m}^2$ ステンドグラスの面積：44.69 m² ステンドグラスの基準以上の面積(5/6) $44.69 \text{ m}^2 \times 5/6 = 37.2 \text{ m}^2 < 39.9 \text{ m}^2$</p> <p>西立面図 3244.3 m² $3244.3 \text{ m}^2 \times 1/20 = 161.2 \text{ m}^2$ ステンドグラスの面積：41.7 m² ステンドグラスの基準以上の面積(5/6) $41.7 \text{ m}^2 \times 5/6 = 34.7 \text{ m}^2 < 161.2 \text{ m}^2$</p>
色彩	外壁	基 準	チェック欄	景観への配慮
色彩	外壁	外壁と一体となったパラペットや屋上設備機器等の目隠しパネル等は外壁と見なして上記の基準を適用する。	<input checked="" type="radio"/>	パラペットや屋上設備などの目隠しパネルは上記の考え方で外壁の一部として設える。

		超高層建築物の中高層部は低彩度とするよう努める。	—	5階建てなので該当しない
	屋根	屋根の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材又はこれらに類する材料を使用し周辺の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) R(赤)又はY(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下	○	屋根の色は2.5Y6/4とし、彩度4以下ため(2)の基準に適合している。
その他	太陽光発電パネル	設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。	—	太陽光発電パネルは設置しない。
		地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。	—	太陽光発電パネルは設置しない。
植栽	通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。	○	国道にある樹木に合わせて、敷地内も松の木を並べ、その他低木や地被類により積極的に緑化する。	
	ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。	—	—	
	道路際に有効に植栽し、快適な歩行者空間を創出する。	○	道路際には植栽を計画している	
接道部	動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした工作物を設置しない。	○	工作物は設置なし	
	道路から建築物の出入口の見通しが悪くなる塀や壁等は設置しない。ただし、まち並みがそろっている場所でまち並みの連続性に配慮するために必要な場合等はこの限りでない。	○	出入口の見通しが悪くならない程度に樹木を配置する。	
項目		基 準	チェック欄	景観への配慮
その	接道部	道路から見て圧迫感のある擁壁は設置しない。	○	擁壁は設置せず、石垣と松の木を設ける。

他	屋外広告物 (看板等 を含む。)	屋外広告物条例に適合するものとする。	<input type="radio"/>	兵庫県屋外広告物条例に適合するものとする。
		周辺の環境と調和するように努める。	<input type="radio"/>	周辺の環境と調和するように努める。
		照明広告物は夜間景観に配慮したければしくないものとし、商業地域に存するものを除き点滅しないものとする。	<input type="radio"/>	照明広告物は夜間景観に配慮したければしくないものとし、点滅しないものとする。
	照明 (サーチ ライト・レーザー 光線等を含 む。)	点滅又は回転する光源を設置しない。	<input type="radio"/>	点滅や回転する光源は設置しない。
		光源や照射範囲を移動させない。	<input type="radio"/>	光源や照射範囲を移動させない。
		サーチライト、レーザー光線は使用しない。	<input type="radio"/>	サーチライト、レーザー光線は使用しない。
		商業地域に存するものを除き、客室部の外壁を照らさない。	<input type="radio"/>	1階の地中埋め込み照明は、3階床までの照射とし、客室外壁を照らさないように配慮した。客室部バルコニーには、利用者の安全性を確保するための最低限の照明を配置する。東側バルコニーの埋め込み照明は、軒天を照射するようにした。西側バルコニーのスポット照明はテラスの植栽を照射するようにした。
		商業地域に存するものを除き、上方及び側方への漏れ光を防止する。	<input type="radio"/>	施設利用者の利便性・安全性に配慮し、敷地内通路を照らす照明を設置する。 通路部分以外の上方及び側方への漏れ光は、利用者の安全性を確保するための最低限の照明を配置する。
		商業地域に存するものを除き、白色光、淡色黄色光以外の着色光による壁面の照明は行わない。	<input type="radio"/>	白色光、淡色黄色光のみとする。